市立中学校生徒の自死事案(平成29年4月)に係る調査結果の答申について

令和元年8月 仙台市教育委員会

平成 29 年 4 月に発生した市立中学校 2 年生男子生徒の自死事案については、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の規定に基づき、教育委員会が「仙台市いじめ問題専門委員会」*に対し平成 29 年 9 月 11 日に事実関係の調査等に関する諮問を行い、令和元年 8 月 9 日、その調査結果に関する答申が教育長あてに提出されました。これを受け、教育委員会において、対応策を決定し、法に基づく市長への報告を令和元年 8 月 28 日に行いました。

この答申における本事案の特徴は次のとおりです。

答申 (抜粋)

平成29年9月11日付「平成29年4月に発生した仙台市立中学校2年男子生徒の自死事 案に係る調査について(諮問)」について、以下のとおり答申する。

なお、以下、仙台市立中学校2年生男子生徒を「当該生徒」といい、当該生徒が通っていた中学校を「当該校」という。

本件の特徴

本件事案は、生徒間のいさかいを端緒とするいじめが、当該生徒の都度重なる訴えにもかかわらず継続し、それがそうした事態の背後にある、学校側の当該生徒の特徴を十分に踏まえていない援助・指導のあり方や、加害生徒はもちろん、周囲の生徒への指導のあり方、保護者との連携不足といった要因と相まって、重大事態が発生するに至ったものである。本事案発生に至る経緯は次のとおりである。

- ① 本件事案の発生前、約1年にわたって当該生徒へのいじめが続いていた。いじめは、最初は当該生徒の他の生徒へのちょっかいなどに周囲が強く反応していたものが、次第に特定の生徒によるいじめへと発展しており、当該生徒の教員への繰り返しの訴えにもかかわらず改善されなかった。
- ② 当該校の当該生徒への生活面及び学業面での援助・指導のあり方は、本人の特徴を十分 に踏まえたものとはいえず、当該生徒は、自尊心を傷つけられるとともに、いらいらや不 満を抱くことが多かったと思われる。
- ③ 当該校の教員間での体罰に対する理解にずれがあったこともあり、当該生徒に対して体 罰に相当する行為が行われている。なお、これが周囲の生徒に誤ったメッセージを伝えた 可能性も否定できない。
- ④ 当該校の援助や指導のあり方に加えて、当該生徒に対する周囲の生徒の受け止めや対応は、理解があるものとはいえず、そのことが当該生徒を追い詰めるとともに、いじめを助長した面がある。
- ⑤ このように、いじめを中心とした学校における改善されない問題が、当該生徒の中の不満や無力感を強めていき、危険な心理状態を生み出していった。そして、そうした状況にもかかわらず、学校生活に一層の頑張りを見せていた中で、自死を決意するに至っている。

※仙台市いじめ問題専門委員会

「仙台市いじめの防止等に関する条例」第38条に基づき設置している委員会で、教育委員会の 諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査な どを行うもの。委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有 する者で構成している。